

## 特殊用具等整備事業実施要領

### 1 事業目的

競技人口が少ない競技を中心に、競技力向上の基盤である練習環境について、真に必要なものがあるもので、学校や社会体育施設にはない特殊用具・高額備品等の導入を進め、練習環境を整備・充実させることにより競技力向上と競技人口の拡大、また、競技団体の発展・充実を図る。

### 2 実施主体

実施主体は、競技団体とする。

### 3 事業内容

項 目	内 容
対象競技	県体協会長が指定する競技
実施方法	県体協会長が指定する競技団体において、県体協会長が指定する競技・練習用具を整備する。
対象経費	物品の整備に係る経費

### 4 補助対象経費及び補助基準額

費 目	項 目	補 助 対 象 経 費	補 助 基 準 額
備 品 購入費	備 品	競技・練習用具	実費

《注》 備品とは、性質又は形状を変えずに比較的長期に使用に耐えるもので、1個（式）の取得価格が3万円以上のものとする。

### 5 留意事項

- (1) 競技・練習用具の取得、管理及び処分に関しては、別紙1「物品管理事務」によるものとする。
- (2) その他この実施要領によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。

### 6 事業計画書・事業実績書の提出

競技団体は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

### 7 費 用

競技団体が実施する事業に対して県体協が補助する事業について、県は別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。